

## J-Coin 加盟店規約 (For Use of Acqs)

### 第1条 目的

1. 本規約は、ユーシーカード株式会社（以下「当社」といいます。）の加盟店が、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）またはみずほ銀行が認める第三者（以下総称して「イシュア」といいます。）が提供する J-Coin サービスにおける決済を行う場合の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、本サービスをご利用いただくものとします。
2. 加盟店は、本サービスを実際に利用する都度、本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

### 第2条 定義

本規約で用いられる用語の定義は、別途定められない限り次のとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、当社が加盟店に対して提供する、加盟店における対象商品の代金決済または寄付金の支払をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。
- ② 「アカウント」とは、J-Coin Pay アカウントおよび J-Coin Lite アカウントの総称をいいます。
- ③ 「加盟店」とは、当社との間で商品もしくはサービスの代金決済または寄付金の支払にコインを利用することができることを内容とする加盟店契約（以下単に「加盟店契約」といいます。）を締結し、イシュア所定の加盟店マークを表示する者をいいます。
- ④ 「コイン取扱店舗」とは、加盟店が当社に届け出て当社の承認を得た店舗（対象商品の販売または提供をユーザーに対面で行う店舗に限る）をいいます。
- ⑤ 「対象商品」とは、加盟店がユーザーに販売または提供する商品またはサービスをいいます。ただし、その対価を前払いする商品またはサービスおよび当社が別途指定する商品は、対象商品から除くものとします。
- ⑥ 「代金債権」とは、対象商品の対価として加盟店がユーザーに対して取得する債権をいいます。
- ⑦ 「ユーザー」とは、イシュアが提供する J-Coin サービスのすべての利用者をいいます。
- ⑧ 「コイン」とは、J-Coin Pay コインおよび J-Coin Lite コインの総称をいいます。
- ⑨ 「J-Coin サービス」とは、イシュアが提供する J-Coin Pay コインもしくは J-Coin Lite コインに関連する一切のサービスをいいます。
- ⑩ 「J-Coin Pay アカウント」とは、ユーザーが犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号、以下「犯収法」といいます。）に定める取引時確認の手続を含む所定の手続を経てイシュアより付与されるユーザーアカウン

トであり、J-Coin Pay サービスを利用するために使用されるものをいいます。

- ⑪ 「J-Coin Pay サービス」とは、イシューが提供する J-Coin Pay コインに関連する一切のサービスをいいます。
- ⑫ 「J-Coin Pay コイン」とは、J-Coin Pay アカウントにおいて保有され、J-Coin Pay ユーザーが加盟店における対象商品の代金決済または寄付金の支払に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。
- ⑬ 「J-Coin Pay ユーザー」とは、J-Coin Pay サービスのユーザーをいいます。
- ⑭ 「J-Coin Lite アカウント」とは、ユーザーが犯収法に定める取引時確認の手続きを含まない所定の手続きを経てイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Lite サービスを利用するために使用されるものをいいます。
- ⑮ 「J-Coin Lite サービス」とは、イシューが提供する J-Coin Lite コインに関連する一切のサービスをいいます。
- ⑯ 「J-Coin Lite コイン」とは、J-Coin Lite アカウントにおいて保有され、J-Coin Lite ユーザーが加盟店における対象商品の代金決済に利用することが可能（寄付金の支払には利用できないものとします。）なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。
- ⑰ 「J-Coin Lite ユーザー」とは、J-Coin Lite サービスのユーザーをいいます。
- ⑱ 「寄付金」とは、加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、ユーザーが加盟店に贈与する金銭をいいます。
- ⑲ 「贈与債権」とは、ユーザーが加盟店に対し寄付金の支払にかかる贈与の意思表示を行うことにより発生する、加盟店のユーザーに対する寄付金の支払請求権をいいます。

### 第3条 加盟店契約の締結

1. 加盟店となることを希望する者は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により当社に対し申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項の手続きによって提出された申込みの内容につき、必要な審査を行い、申込者を加盟店として登録する場合、当該申込者に対して加盟店登録を行う旨および加盟店番号を通知するものとします。申込者に対してかかる通知がなされた時点で当社と申込者との間に加盟店契約が成立するものとします。
3. 当社は、申込者の登録を承諾しなかった場合でも、申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの義務または責任を負わないものとします。

### 第4条 コインでの決済

1. ユーザーがコインを代金決済または寄付金の支払に利用する場合、加盟店は、当該ユーザーに対してみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定し、みずほ銀行所定の手続きを行わせるものとします。ただし、加盟店は、J-Coin Lite ユーザーからの寄付金受け入れにコインを利用させることはできないものとします。

2. ユーザーが対象商品の購入または寄付金の支払の際に、コインでの決済を指定し、ユーザーおよび加盟店がみずほ銀行所定の手続を行った場合、イシューに対し、売上情報が送信されます。
3. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、ユーザーが当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該対象商品の代金額または寄付金の額に満たないことを解除条件として、当社に対して当該対象商品の購入に係る代金債権または贈与債権を譲渡するものとします。
4. 加盟店は、ユーザーのコインの残高から対象商品の代金または寄付金の額に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づき当社に譲渡した代金債権または贈与債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金または寄付金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。

## 第5条 コインの精算

1. 当社は、加盟店に対し、当社所定の期間における前条3項に基づく債権譲渡対価の総額（以下「精算金」といいます。）について、第10条に定めるところにより算定のうえ、当社所定の時期までにあらかじめ加盟店が届け出た支払口座に支払うものとします。振込手数料は当社の負担とします。なお、当社は、精算金の支払時において、加盟店が当社に対して負担する弁済期の到来した本サービスまたはJ-Coinサービスに関連して支出した広告費その他の費用がある場合、これを控除して支払うことができるものとします。
2. 当社は、ユーザーと加盟店との間の対象商品もしくは寄付金の支払またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済または寄付金の支払後に債務不履行（契約不適合を含みます。）、返品、不備・不具合その他の問題が生じた場合は、ユーザーと加盟店との間で解決していただくものとし、当社はなんらの責任も負わないものとします。①加盟店との間の紛議を理由にユーザーが当社に苦情を申し入れた場合、②ユーザーと加盟店との間に紛議が発生した、もしくは発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または③加盟店が本規約もしくは加盟店契約その他法律の規定に違反した場合、当社は、加盟店に対する精算金の支払を、(1)上記①ないし③の紛議等の状態が解決・解消等するまで留保もしくは拒絶しまたは(2)次回以降に当該加盟店に対して支払う精算金から当該紛議等に起因して生じた損害（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。）を差し引くことができるものとします。
3. 精算金について、差押え、仮差押え、滞納処分等があった場合、当社は、当該精算金の支払について当社所定の手続きに従って処理するものとし、これによる限り、遅延損害金、損害賠償金、利息等名目のいかなるものを問わず、加盟店に一切の支払義務を負わないものとします。

## 第6条 決済の取消

1. 第4条第3項にかかわらず、加盟店は、ユーザーとの間の対象商品の取引が取消または解除された場合に限り、当社所定の期間内にみずほ銀行所定の方法により第4条に基づく決済を取り消すことができます。
2. 加盟店が前項に基づき決済を取り消す手続を行った場合、イシューに対し、取消情報が送信されます。
3. 当社および加盟店は、取消情報を受信したイシューがユーザーに対して第4条第4項において差し引いたコインを返還することを停止条件として、第4条第3項に基づく債権譲渡を譲渡時点に遡って解除するものとします。
4. 加盟店は、債権譲渡対価を既に受領している場合には、前項に基づく債権譲渡の解除後直ちに当該債権譲渡対価を当社指定の預金口座に振り込む方法により返還するものとします。この場合、利息または遅延損害金は付さないものとし、振込手数料は加盟店の負担とします。ただし、当社が指定した場合には、当社が別途加盟店に対して支払うべき精算金から差し引く方法により返還するものとします。
5. 本条に基づく決済の取消により当社に損害が生じた場合、加盟店はこれを賠償するものとします。
6. 加盟店は、決済を取り消す手続を行った場合であっても、ユーザーのコインの残高にコインが返還されるまでは、対象商品の代金の支払いがあったものとしてユーザーを取り扱わなければならないものとします。

## 第7条 加盟店としての遵守事項

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
  - ① 加盟店は、本サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる対象商品の販売、提供もしくは寄付金の募集・勧誘を行う場合、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の写しを当社に提出するものとし、かかる許認可または届出が取消または無効となった場合には、当該対象商品に係る本サービスの利用を停止するものとします。
  - ② 加盟店は、ユーザーからの対象商品または寄付金の支払に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任においてユーザーからの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。
  - ③ 加盟店は、対象商品の提供または寄付金の募集・勧誘にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとします。
  - ④ 加盟店は、加盟店若しくはコイン取扱店舗等が行う告知（店頭における告知等、その媒体を問いません。以下同じです。）においてコインにより対象商品の代金決済または寄付金の支払を行うことができる旨表示したときは、ユーザーによるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。

ん。

- ⑤ 加盟店は、ユーザーがコインによる対象商品の決済または寄付金の支払を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行わないものとしします。
  - ⑥ 加盟店は、当社がコインの利用状況等本サービスに関して調査を行う場合においては、これに必要な協力を行うものとしします。
  - ⑦ 加盟店は、ユーザーによるコインの利用について不審がある場合、当社が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みもしくは多額の寄付がある場合には、当社に通知し、当社の指示がある場合には当該指示に従うものとしします。
  - ⑧ 加盟店は、コインの不正利用防止に関して当社に協力するとともに、不正利用が発生した場合には、その是正および再発防止のために必要な調査に協力するものとしします。
  - ⑨ 加盟店は、本サービスの利用に関し事故（第13条に定める秘密情報の漏えいを含みますが、これに限られません。）が生じた場合には、速やかに当社に報告の上解決するものとし、解決に当たっては当社の指示を遵守するものとしします。
2. 加盟店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとしします。
- ① ユーザーに不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済または寄付金の支払を許容する行為。
  - ② ユーザーにアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。
  - ③ QRコードを偽造・変造・模造・複製、その他当社所定外の方法により生成等を行い、不正な取引を行う行為。
  - ④ 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
  - ⑤ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
  - ⑥ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
  - ⑦ イシュー、当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
  - ⑧ 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為。
  - ⑨ イシュー、当社または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。

- ⑩ 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（対象商品の販売または提供および当社が認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他コイン J-Coin サービスおよび本サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin サービスまたは本サービスを利用する行為。
  - ⑪ 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為。
  - ⑫ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。なお、加盟店が事前に当社の承認の下本契約を締結した宗教団体である場合はこの限りではありません。
  - ⑬ 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。
  - ⑭ 加盟店若しくはコイン取扱店舗等においてユーザーを誤認させる表示をすること。
  - ⑮ イシューまたは当社のサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他イシューによる J-Coin サービスもしくは本サービスの運営または他のユーザーによるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
  - ⑯ リバースエンジニアリングその他の解析行為、その他本サービスを提供の趣旨に照らして本来の目的とは異なる目的で利用する行為。
  - ⑰ 加盟店として届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用すること。
  - ⑱ 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。
  - ⑲ その他、当社が不相当と判断した行為。
3. 当社は、加盟店が第1項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または、加盟店の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。

## 第8条 システムの使用等

1. 加盟店は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を自己の費用と責任において準備し、使用可能な状態に置くものとします。また、本サービスに関する当社またはみずほ銀行のシステム（以下「当社システム等」といいます。）を使用するにあたっては、自己の費用と責任において、加盟店が任意に選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。
2. 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを合理的な水準に保持するものとします。

3. 加盟店は、当社システム等を複製、修正、改変または解析してはならないものとします。

また、加盟店は当社システム等を第三者に貸与または利用させてはならず、当社システム等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

4. 当社は、加盟店に対して本サービスの利用に際して物品等を貸与することがあります。当該物品等の所有権は、当社が別段の意思表示をした場合を除き、当社に留保されるものとし、加盟店は当該物品等を第三者に貸与または利用させてはならず、当該物品等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。また、故意または過失を問わず、加盟店（加盟店の従業員等を含みます。）

がかかる物品等を損壊、破壊、故障等させた場合、加盟店はかかる損害または修理費を負担するものとします。なお、当社は、かかる物品等を提供または貸与する義務を負うものではありません。

#### **第9条 ロゴ等の使用**

1. 加盟店は、本サービスの利用が可能な旨をユーザーに対して示すため、コイン取扱店舗の見やすい位置に、当社またはみずほ銀行所定の加盟店マークまたはその他当社またはみずほ銀行が指定する文字もしくはロゴ等（以下「ロゴ等」）を掲示するものとします。
2. 前項に規定するロゴ等の掲示にあたっては、加盟店は、当社の提示する規定または指示に従わなければなりません。

#### **第10条 債権譲渡対価**

第4条第3項に基づく債権譲渡の対価は、代金債権額または贈与債権額から、当該金額に、別途当社と加盟店との間で合意した控除比率を乗じた金額を差し引いた金額とします。

#### **第11条 権利帰属**

1. 加盟店は、ロゴ等、当社システム等、その他当社またはみずほ銀行から貸与、提供または使用許諾されるソフトウェア、物品等（これらに含まれる一切のプログラム、コンテンツおよび情報を含みますが、これらに限りません。）に関し、加盟店契約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではありません。
2. 当社システム等に関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を含んでいます。

#### **第12条 サービスの中止・中断等**

1. 当社は、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによる本サービスにかかるシステム（当社システム等を含みますが、これに限りません。以下「システム等」といいます。）の中止または中断の必要があると認めるときは、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。当社は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。

2. 当社は、システム等（ただし、当社が管理するシステム等に限り、）に障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。ただし、当社は、かかる障害により加盟店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。
3. 当社は、加盟店が本規約または加盟店契約のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、加盟店に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部について中止または中断等の措置をとることができます。当社は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負いません。
4. 当社は、加盟店が本規約または加盟店契約のいずれかに違反し、または違反するおそれがあると判断した場合、加盟店に対し、資料の徴収や監査（立入検査を含む。）等当社が必要と認める調査を行うことができるものとします。

### 第13条 守秘義務

1. 加盟店は、加盟店契約または本サービスに関連して知り得た当社の技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、当社の事前の書面（電子メール等の電磁的方法によるものを含みます。以下も同様とします。）による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、またはこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はすべて秘密情報とします。
  - ① 取得以前に既に公知であるもの
  - ② 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
  - ③ 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
  - ④ 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 加盟店は、当社より提供を受けた秘密情報について、加盟店契約の履行の目的のためのみ使用し、加盟店契約の履行に必要な範囲内に限り、秘密情報を複製または複写できるものとします。この場合、秘密情報の複製物または複写物についても秘密情報と同様に取り扱うものとします。
4. 加盟店は、法令上秘密情報の開示が義務付けられ、または裁判所、政府もしくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請を受けた場合には、法律上可能な限り、秘密情報を開示することを当社に予め通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
5. 加盟店は、加盟店契約が終了した場合、当社が要求した場合、または秘密情報が不要になった場合には、当社の指示に従い直ちに秘密情報を返却または廃棄もしくは消去するものとします。なお、廃棄または消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。
6. 本条は、加盟店契約終了後3年間は有効に存続するものとします。

#### 第14条 加盟店サイト等の掲示

1. 前条に関わらず、加盟店は、当社が加盟店より届出を受けた加盟店サイト等に関する情報（加盟店の店舗又はウェブサイトの名称、住所、URL、連絡先その他 이슈アが指定する加盟店サイト等に関する情報を含みます。）を、 이슈アまたは 이슈アが指定する第三社が運営するサービスのウェブサイトまたはアプリケーション上に掲載する場合があること、また、当社の判断により掲載を中止する場合があることをあらかじめ承諾します。
2. 第24条第2項に基づき追加、変更された加盟店サイト等に関する情報についても前項と同様とします。
3. 加盟店は、当社に届け出た加盟店サイト等に関する情報に誤りがあり、または当社に届け出た加盟店サイト等に関する情報の変更を速やかに当社に届け出なかったことにより、当社または 이슈アとユーザーもしくは第三者との間に紛争が生じた場合、その紛争を速やかに解決し、当該紛争により当社および 이슈アに生じた損害を補償するものとします。

#### 第15条 個人情報等の取扱い

1. 当社は、当社が加盟店から取得した個人情報に関し、別途定めるプライバシーポリシーおよび当社所定の情報管理に関する社内規程に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 加盟店は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、ユーザーから取得する個人情報を適切に取り扱うものとします。
3. 加盟店は、当社またはみずほ銀行が、本サービスに関連して知り得た加盟店の売上情報その他一切の情報（個人情報を含みます。）について、以下の利用目的の範囲内で利用することおよび第三者に提供することに同意するものとします。
  - ① J-Coin サービスおよび本サービスの提供のため
  - ② 各種商品やサービス等に関する提案や案内、研究や開発のため
  - ③ 各種商品やサービス等の提供に際しての判断のため
  - ④ 各種リスクの把握および管理のため
  - ⑤ J-Coin サービスまたは本サービスを用いた犯罪の検知およびその対応のため
  - ⑥ ユーザーによる J-Coin サービス利用に関する契約の各条項の遵守状況または加盟店による加盟店契約の各条項の遵守状況の確認のため

#### 第16条 反社会的勢力の排除

1. 加盟店は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準じる行為
3. 暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は、加盟店に対して催告することなく直ちに加盟店契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 当社は、前項の規定に基づく加盟店契約の解除により加盟店に損害が生じた場合においても、加盟店に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### **第17条 有効期間**

1. 加盟店契約の有効期間は、加盟店契約が成立した日から1年間とします。ただし、加盟店契約の期間満了の1ヶ月前までに、当社または加盟店のいずれからも当社所定の方法による申し出がないときは、加盟店契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社または加盟店は、契約期間中であっても、解約日の1ヶ月前までに、相手方に対して書面による申入れを行うことにより、加盟店契約を解約することができるものとします。
3. 前項の場合において、当社は、加盟店に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。
4. 本サービスを利用した決済が1年間行われていない場合、当社は、何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。

#### **第18条 加盟店契約の解除**

1. 当社は、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。

- ① 第7条に違反したとき
  - ② 第12条第4項に基づく当社の調査に加盟店が合理的な理由なく応じないとき
  - ③ 前2号に記載する場合のほか、加盟店契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき
  - ④ 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
  - ⑤ 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - ⑥ 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
  - ⑦ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
  - ⑧ 合併、会社分割、株式交換、株式移転、解散、減資または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
  - ⑨ その他信用不安事由が生じ、または契約を継続し難い事由が生じたとき
  - ⑩ 前各号の事由が生じるおそれがあると当社が合理的に判断したとき
2. 前項各号の事由が生じた加盟店は、このために当社に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、前項各号の事由が生じた加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括して当社に支払うものとします。

#### **第19条 契約終了後の措置および残存条項**

1. 理由の如何を問わず、加盟店契約が終了した場合、加盟店は直ちに当社システム等を含む本サービスの利用を停止するものとし、加盟店契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、ロゴ等を削除し、加盟店若しくはコイン取扱店舗等が行う告知上から当社および本サービスに関する記述を削除するものとします。さらに、加盟店は、当社から、加盟店契約に基づき付与された物品等（決済システムを含みますが、これに限りません。）、その他当社から交付された一切の物（取扱関係書類を含みますが、これに限りません。）を、当社の指示に従って速やかに当社に返却または破棄するものとします。ただし、本サービス以外の目的のために決済システムを含む物品等またはロゴ等を使用する必要があるものと当社が認める場合はこの限りではありません。
2. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第5条第2項および第3項、第7条第3項、第11条、第12条、第15条第3項、第16条第3項および第4項、第17条第3項、第18条第2項、本条、第20条ないし第23条ならびに第26条ないし第28条の各規定は、加盟店契約終了後といえども有効に存続するものとします。

#### **第20条 損害賠償**

1. 加盟店が、加盟店契約の違反によって当社またはユーザーに損害を与えた場合には、その一切の損害（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。）を直ちに当社またはユーザーに賠償する責任を負うものとします。また、加盟店が、加盟店契約の違反によってイシューに損害を与えた場合には、その一切の損

害（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それに限られません。）を直ちにイシューに賠償する責任を負うものとします。

2. 加盟店は、加盟店の営業（コイン取扱店舗の運営、対象商品の販売、提供または寄付金の募集・勧誘を含みますが、これらに限られません。）に関連してユーザーを含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」といいます。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当社が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、当社が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。）は、加盟店が負担するものとします。
3. 当社は、加盟店契約に定める事項に関して、当社の故意または重大な過失によって加盟店に損害を与えた場合に限り、加盟店に生じた通常かつ現実の直接損害について、直近の1ヶ月の決済にかかる代金債権の総額と精算金の差額の金額を上限として賠償するものとします。

#### **第21条 遅延損害金**

加盟店は、加盟店契約に基づく債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

#### **第22条 免責**

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他当社および加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当社および加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、加盟店契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当社および加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

#### **第23条 譲渡禁止等**

加盟店は、本規約で認められる場合を除き、当社の事前の書面による承諾なくして、加盟店契約上の地位、または加盟店契約から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

#### **第24条 加盟店への通知**

1. 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が届け出た連絡先に、当社所定の方法により送付または送信することによって行うものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ただし、対象商品、寄付金およびコイン取扱店

舗については、当社が当該届出を受けて、承認したものののみ変更の効力が生じるものとします。

3. 前項に規定する届出が遅延したことまたはかかる届出が行われないことにより、当社からの通知またはその他送付書類、精算金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

#### **第 25 条 本規約の変更・廃止**

1. 当社は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約をいつでも変更または廃止することができるものとします。
2. 本規約を変更または廃止したときは、加盟店に通知するものとします。

#### **第 26 条 準拠法**

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

#### **第 27 条 管轄**

本サービスに起因または関連して加盟店と当社との間に生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 28 条 協議解決**

本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、加盟店と当社との間で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

以 上

## J-Coin サービスにおける銀聯 QR 加盟店特約

### 第1条 目的

1. 本特約は、ユーシーカード株式会社（以下「当社」といいます）の加盟店であり、かつ株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます）またはみずほ銀行が認める第三者（以下総称して「イシュア」といいます。）が提供する J-Coin サービスの利用に関する加盟店契約を締結した加盟店が、銀聯 QR 決済サービス（以下「銀聯 QR 開放サービス」といいます）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本特約の内容を十分に理解し、本特約にご同意いただいたうえで、本サービスをご利用いただくものとします。
2. 加盟店は、銀聯 QR 開放サービスを実際に利用する都度、本特約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

### 第2条（用語の定義）

本特約において使用する次の用語は、以下の意味を有します。

1. 「加盟店」とは、当社との間で J-Coin サービスの利用に関する加盟店契約を締結した個人・法人であって、本特約に同意のうえ当社に加盟申込みをした者（以下「加盟店申込者」といいます）で、当社が加盟を認めた加盟店申込者をいいます。
2. 「会員」とは、中国銀聯または銀聯国際に加盟している中国および中国国外の会社（以下総称して「カード会社」といいます。）が発行するクレジットカードおよびデビットカードの会員のうち、銀聯が指定する銀聯 QR 開放サービスが利用可能なアプリ（以下「本アプリ」といいます）をインストールした端末を所持する会員をいいます。
3. 「商品」とは、加盟店が会員に販売または提供する、物品・サービス・権利・役務等をいいます。
4. 「信用販売」とは、会員が本アプリで銀聯 QR 開放用の QR コードまたはバーコード（以下総称して「コード」といいます）を提示し、加盟店が当社の指定する端末機で読み取ること、もしくは、加盟店が提示した銀聯 QR 開放サービス用コードを本アプリで読み取ることにより加盟店に商品の購入または提供を求め、コードによる決済を行う取引をいいます。
5. 「提携組織」とは、当社が加盟、または提携する組織（中国銀聯が属するカード会社のグループ、および銀聯国際が属するカード会社のグループ）をいいます。
6. 「カード番号等」とは、コード、カード番号、有効期限、暗証番号またはセキュリティコードをいいます。
7. 「クレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」といいます）」とは、その名称のいかんを問わず、クレジット取引セキュリティ対策協議会がカード情報等の保護、カード偽造防止対策またはカード不正使用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項として取りまとめたセキュリティ対策義務の実務上の指針であって、その時々における最新のものをいいます。

### 第3条（取扱店舗）

1. 加盟店は信用販売を行う店舗・施設（以下「取扱店舗」といいます）を指定してあらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとします。カード取扱店舗の追加・取消についても同様とします。
2. 加盟店は当該取扱店舗内外の見易いところに当社の定める加盟店標識を掲示するものとします。

### 第4条（取扱商品）

1. 加盟店は、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。
  - （1）公序良俗に反するもの。
  - （2）銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約・医薬品医療機器等法・不正競争防止法・商標法等法令の定めに違反するもの。
  - （3）第三者の著作権・肖像権・知的財産権等を侵害する恐れがあるもの。
  - （4）偽造品・模造品・模倣品等。
  - （5）当社が当社のホームページ等にて告知する取扱いを禁止した商品。
  - （6）その他、当社が不相当と判断したもの。
2. 当社は、加盟店が前項に違反している疑いがあると認めた場合、加盟店の資格を取消し、または本特約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。また、加盟店は当社が当該商品の調査の協力を求めた場合、これに対し遅滞なく協力するものとします。
3. 加盟店は、旅行商品・酒類・米類等、販売にあたり許認可を得るべき商品を取り扱う場合は、あらかじめ当社にこれを証明する関連証書類を提出し、当社の承認を得るものとします。
4. 加盟店は本特約に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面ならびに信用販売方法について、割賦販売法・特定商取引法・景品表示法・消費者契約法およびその他の法令等を遵守するものとします。
5. 加盟店は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・有価証券等を取り扱うことはできないものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。
6. 加盟店は、サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式の商品を取り扱うことはできないものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。この場合、会員がサービス・役務提供の契約期間中に中途解約の請求を申し出たとき、および未経過料金の返金を申し出たときについては、加盟店がその全責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。なお、会員に対する返金処理については、当社所定の方法によるものとします。

### 第5条（支払区分）

加盟店が取扱うことができる信用販売の種類は、1回払い販売とします。なお、本特約に基づく信用販売の決済通貨は、日本円のみとします。

### 第6条（信用販売の方法）

1. 加盟店は会員から銀聯 QR 開放サービスによる信用販売の要求があった場合は、①当社

が指定した端末機により会員が本アプリで提示する銀聯 QR 開放サービス用のコードの読み取り、または、②当社が指定した加盟店が提示する銀聯 QR 開放サービス用のコードを本アプリによる読み取り（以下、①②を併せて「当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法」といいます。）により、すべての信用販売について当該取引方法の利用の有効性を確認し信用販売を行うものとしします。

2. 加盟店は、何らかの理由（故障、電話回線障害等）で当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法での取引ができない場合、本特約に基づく信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責を負いません。
3. 加盟店は、当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法での取引を行うことで、当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」といいます）を当社に送信するものとしします。
4. 加盟店は、当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法での取引を行う場合、当社の定めるコード以外の取扱いはできません。
5. 加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品、サービス等を会員に引渡しまたは提供するものとしします。但し、売上日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとしします。
6. 加盟店は、本覚書に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面および信用販売方法について、特定商取引法・不当景品類および不当表示防止法・消費者契約法およびその他法令等を遵守するものとしします。

#### **第7条（信用販売限度額）**

加盟店は、当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法による全ての信用販売について当社の承認番号を得るものとしします。

#### **第8条（差別待遇の禁止）**

加盟店は有効な当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法での取引を求めた会員に対し正当な理由なく信用販売を拒絶し、または現金払いや他のコードの利用を要求したり、現金客と異なる代金・料金を請求したりする等、会員に不利となる取扱いをすることはできません。

#### **第9条（無効コードの取扱い）**

1. 加盟店は当社から紛失・盗難などの理由により無効を通告されたコードおよび明らかに偽造・変造・模造と思われるコードでは、信用販売を行わないものとし、直ちに当社にその旨連絡するものとしします。
2. 加盟店が、前項に違反して信用販売を行った場合は、加盟店が一切の責任を負うものとしします。
3. 紛失・盗難されたコードまたは、偽造・変造・模造されたコードの不正使用に起因して信用販売が行われ、当社が調査の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとしします。また、当社から要請があった場合、加盟店は、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該不正使用に関する被害届を提出するものとしします。

#### **第10条（カード番号等の取扱いの制限）**

加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならないものとし、加盟店で保有する機器、ネットワークにおいては、

カード番号等を電磁的に保存、処理、通過させないものとします。

#### **第11条（カード番号等の適切管理措置）**

1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために、ガイドラインに掲げられた措置またはそれと同等以上の措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏洩、滅失または毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
2. 第10条の定めにかかわらず、加盟店がカード番号等を電磁的に保存、処理、通過させる場合は、前項の目的を達成するため、加盟店はPCI DSS 準拠の措置、または当社が認めたこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、カード番号等の漏洩、滅失または毀損の防止のために特に必要があると当社が認めるときには、当社は、加盟店が講じた措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

#### **第12条（カード番号等の取扱いの委託基準）**

カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の基準に従わなければならないものとします。

- (1) カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」といいます。）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
- (2) 受託者に対して、第11条第1項および第2項の義務と同等の義務を負担させること。
- (3) 受託者が第11条第2項で定めるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、および、第11条第3項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- (4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に、または必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと。
- (5) 受託者があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- (6) 受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じた場合、第24条各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。
- (7) 加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し第26条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。

- (8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

### 第13条（立替払い請求）

1. 加盟店は、信用販売により会員に対して取得した債権を当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法により、売上データを送信することによって、当社に対して立替払い請求するものとします。また、立替払い請求は当該売上データが当社に到着したときにその効力を発生するものとし、当社所定の時期に締め切り、それぞれの支払日にそれぞれの合計金額から第14条で定める手数料（非課税）を差し引いた金額を、加盟店の指定口座へ振込により支払うものとします。但し、当社が個別に認めた場合はこの限りではありません。また、本条の加盟店の当社に対する立替払い請求権は、本契約の契約期間中または契約終了後といえども、他に譲渡できないものとします。
2. 前項の加盟店への支払いが加盟店の指定口座に到着しない場合、または延着した場合、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 信用販売を行った日から11日以降2か月以内に加盟店が当社に送信した売上データにかかる求償債権が、所定の決済期日に会員から回収することが困難または不能となった場合、もしくは会員の所属するカード会社等から当社に対する支払い拒絶等によって回収が困難または不能となった場合は、原則として加盟店の責任とし、加盟店は第21条により返金を請求されても異議を申し立てないものとします。
4. 加盟店が信用販売を行った日から2か月以上を経過した売上データにかかる売上債権は立替払い請求の対象にならないものとします。

### 第14条（手数料）

加盟店は QR コードによる信用販売総額（税金、送料等を含む）に対し、当社の定める手数料（非課税）を支払うものとします。

### 第15条（信用販売取消）

1. 加盟店は、会員から信用販売の取消を受け付けた場合には、当社の定める方法により当該信用販売に対する立替払い請求の取消処理を行うものとします。
2. 取消のデータを送信した場合には、加盟店は、当該取消データを送信した者の権限の有無について一切の主張ができないものとします。
3. 前項により取り消した立替払請求額を既に当社が加盟店に支払い済の場合は、加盟店は当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。この場合には、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。

### 第16条（本取扱いの中止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法による信用販売の取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は当該中止または一時停止により、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争

等の不可抗力により当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法の取扱が困難であると当社が判断した場合。

- (2) その他、コンピュータシステム保守、その他当社が止むを得ない事情で当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法の取扱の中止または一時停止が必要と判断した場合。

#### **第 17 条（商品の所有権の移転）**

1. 加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、加盟店が第 13 条の規定に基づき当社に立替払い請求したときに加盟店から当社に移転するものとします。但し、第 15 条および第 21 条により立替払い請求が取消または解除された場合、売上債権に関わる商品の所有権は、加盟店が立替払い金を当社に返金したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造コードの使用、コードの第三者使用により、会員以外のものに対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該販売代金を立替払いした場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。この場合にも前項但し書きの規定を準用するものとします。

#### **第 18 条（会員との紛議）**

1. 加盟店は、信用販売において割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他法令に違反する取引、および当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引をしてはならないものとします。また、加盟店はこれらの取引を防止するために、および、会員との紛議が発生した場合に適切かつ迅速に解決するために必要な体制を整備するものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った物品、提供したサービスについて会員との紛議が発生した場合は、すべて加盟店の責任において遅滞なく解決するものとし、これにより発生した当社および会員の損害については加盟店が補償するものとします。
3. 前項の紛議において会員が会員の所属するカード会社等に支払停止の抗弁を申し出た場合、当社は加盟店に通知するとともに、当該金額の支払いは以下の通りとします。
  - (1) 当該金額が支払い前の場合は、当社は当該金額の支払いを留保または拒絶できるものとします。
  - (2) 当該金額が支払い済の場合は、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。
  - (3) 当該抗弁事由が消滅した場合は、当社は加盟店に当該金額を支払うものとします。
4. 加盟店は紛議の解決にあたり当社の許可なく会員に対して当該カード利用代金を直接返金しないものとします。

#### **第 19 条（会員からの苦情の対応）**

1. 会員が会員の所属するカード会社に対して加盟店に関する苦情を申し入れ、当該カード会社よりその旨の連絡を受けた当社が、当該苦情の内容が第 4 条第 4 項に違反する加盟

店の行為と認めた場合、当社は加盟店に対し調査を行うことができるものとし、加盟店は当該調査に協力するものとします。

2. 加盟店は、当社が前項の調査に基づく事実を当該会員の所属するカード会社に報告することに同意するものとします。
3. 第1項の調査に基づき、当社が加盟店に対し改善を申し入れた場合、加盟店は当該申し入れに従うものとします。

## **第20条（支払いの拒絶・留保）**

1. 加盟店が、以下の事由のいずれかに該当して信用販売、または立替払い請求を行ったことが判明した場合は、当社は当該金額の支払いを拒絶できるものとします。
  - (1) 本特約または加盟店が当社と締結している他の契約等に違反して信用販売を行った場合。
  - (2) 売上が正当でない場合、または売上の内容が不実である場合。
  - (3) 加盟店の請求内容に誤りがあり、当社が会員に請求できない売上データがあった場合。
  - (4) 当社の承認番号を必要とする場合において、加盟店が当社の承認番号を得ないで信用販売を行った場合。
  - (5) 第18条に関わる問題が生じた場合において、加盟店、カード会社、または当社が会員から当該金額の支払拒絶・支払留保等の申し入れを受けた場合。
  - (6) 加盟店（役員、従業員およびその関係者を含みます）が保有するコードまたはアプリを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適当と判断した場合。
2. 加盟店が行った信用販売について当社が調査の必要があると認めた場合、当社はその調査が完了するまで当該金額の支払いを留保できるものとします。
3. 前項による当社の調査完了後、当社が支払いを相当と認めた場合、当社は加盟店に対し当該金額を支払うものとします。この場合、当社が加盟店に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないことに、加盟店は異議を申し立てないものとします。

## **第21条（立替払い金の返還請求）**

1. 第13条第3項に該当し、当社が加盟店に立替払いを行ったことにより取得した求償債権を所定の決済期日に会員より回収することが困難または不能となった場合、もしくは会員の所属するカード会社等から当社に対する支払い拒絶等によって回収が困難または不能となった場合で、当社が立替払い金の返金を請求した場合または第20条第1項に該当し、当社が加盟店に対する支払いの拒絶を行える場合であって、当該金額が加盟店に対し支払い済のものについては、加盟店は当社の請求に応じ当社所定の方法により当該金額を遅滞なく返金するものとします。
2. 万一加盟店が当社に対し当該金額を返金しない場合には、当社は次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。

## **第22条（情報の管理・守秘義務）**

1. 加盟店は、業務上知り得た当社の営業上の秘密等一切の情報を責任を持って管理するも



のおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとしします。

- (1) 漏洩、滅失または毀損の有無を調査すること。
  - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失または毀損が確認されたときは、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失または毀損の対象となったカード番号等の特定も含みます）その他の事実関係および発生原因を調査すること。
  - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
  - (4) 漏洩、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し、または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失または毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとしします。
3. 加盟店は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとしします。
- (1) 第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法。
  - (2) 第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果。
  - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール。
  - (4) 第1項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容。
  - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項。
4. 加盟店または受託者の保有するカード番号等が漏洩、滅失または毀損した場合であって、加盟店が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩、滅失または毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとしします。

#### **第25条（不正使用等発生時の対応）**

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、不正使用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとしします。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとしします。

#### **第26条（調査）**

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことが

でき、加盟店はこれに応ずるものとします。

- (1) 加盟店または受託者においてカード番号等が漏洩、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じたとき。
  - (2) 加盟店が行った信用販売について不正使用が行われ、またはそのおそれがあるとき。
  - (3) 加盟店が本特約第4条第4項、第6条、第10条、第11条、第12条、第18条第1項、第24条、第25条、第27条または第33条のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が加盟店に対する調査を実施する必要があると認めるとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
- (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法。
  - (2) カード番号等の適切な管理または不正使用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法。
  - (3) 加盟店もしくは受託者またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法。
  - (4) 加盟店または受託者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法。
3. 前項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. 当社は、第1項第1号または第2号の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができるものとします。但し、第1項第1号に基づく調査については、加盟店が第24条第1項第1号および同項第2号に定める調査ならびに同条第3項第1号および同項第2号に定める報告に係る義務を遵守している場合、第1項第2号に基づく調査については、加盟店が第25条第1項に定める調査および第2項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

## **第27条（是正改善計画の策定と実施）**

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
  - (1) 加盟店が第11条第2項、第3項もしくは第12条の義務を履行せず、または受託者が第12条第2号もしくは同条第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。
  - (2) 加盟店または受託者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失もしくは毀損し、

またはそのおそれがある場合であって、第24条第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。

- (3) 加盟店が第6条に違反し、またはそのおそれがあるとき。
  - (4) 加盟店が行った信用販売について不正使用が行われた場合であって、第25条の義務を相当期間内に履行しないとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、加盟店に対し、その是正改善を図るために措置を講ずることが必要であると当社が認めるとき。
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

#### **第28条（遅延損害金）**

加盟店は、本特約に定める債務の支払いを遅延した場合には、当該債務の金額に対し支払日の翌日から実際に支払いのあった日までの日数に応じて、原則として年利率14.60%の割合で遅延損害金を当社に支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とします。

#### **第29条（損害賠償等）**

1. 加盟店が以下の事由により当社に損害を生じせしめた場合は、当社はその損害を請求できるものとします。
  - (1) 本特約に違反した場合。
  - (2) 公序良俗に反するなど加盟店として不適当な行為により当社に名誉を著しく傷つけ、あるいは金銭的損害を与えた場合。
2. 中国銀聯が加盟店の信用販売に関連し、当社に罰金・反則金を課し、その事由が加盟店側に起因するものと当社が認めた場合、加盟店は当社の請求により、当該罰金・反則金等（その他いかなる表現も含む）と同額を当社に支払うものとします。
3. 加盟店は、加盟店または業務委託先が第23条および第24条に違反することにより当社、カード会社、提携組織、または会員に損害を生じせしめた場合には、これにより当社、カード会社、提携組織、または会員が被った損害等を賠償する義務を負うものとします。
  - (1) カード・コードの再発行に関わる費用。
  - (2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用。
  - (3) コードの不正使用による損害。
  - (4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携組織、カード会社等、またはその他第三者から当社が請求を受けた費用。
  - (5) 上記（1）乃至（4）の解決に要した弁護士費用等の間接的な費用。

### 第30条（不正使用被害の負担）

1. 加盟店は、第6条第1項の定めにかかわらず、当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法によることなく信用販売を行った場合、当該信用販売で提示または利用されたコードもしくは本アプリについて会員が当該会員による利用ではない旨を申し出たときは、当社は、加盟店に対し、当該信用販売に係る立替払い金の支払を拒み、または支払済みの当該金員の返還を請求することができるものとします。
2. 当社が加盟店に対して別途書面またはこれに代わる電磁的方法により通知するまでの間は、加盟店が当社の当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法によることなく信用販売を行ったときであっても、前項の適用との関係では、これをもって「当社が指定する銀聯 QR 開放の取引方法によることなく信用販売を行った場合」とはみなさないものとします。
3. 第1項の規定は、当社の加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないものとします。

### 第31条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、本特約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店の当社に対する立替払い請求権は、第三者に譲渡できないものとします。
3. 加盟店は、売上票・売上集計票等を本特約に定める以外の用途に利用してはならないものとします。また、これらを第三者に利用させてはならないものとします。

### 第32条（業務処理の委託）

1. 加盟店は、加盟店の業務処理を第三者に委託する場合には、その委託内容および当該委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとします。
2. 加盟店は、前項に定める委託先に当該委託内容に関わる業務処理を第三者に再委託させてはならないものとします。但し、加盟店が再委託（数次的委託を含む）の必要があると認めた場合には、その委託内容および当該再委託先に関する情報等を事前に書面により当社に届け出、その承認を得るものとします。
3. 加盟店は前二項に定める委託先、および再委託先（以下総称して「業務委託先」といいます）に本特約内容を遵守させ、業務委託先の一切の責任を負うものとします。

### 第33条（届け出事項等の変更）

1. 加盟店は、当社に届け出た以下の各号の事項につき変更が生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければならないものとし、当社はその適格性について審査を行うものとします。
  - （1） 加盟店の店舗名称、店舗所在地および電話番号。
  - （2） 加盟店の契約者が個人である場合には、当該個人の氏名、生年月日、住所、および電話番号。
  - （3） 加盟店の契約者が法人である場合には、当該法人の名称、住所、電話番号、法人番号、および代表者またはこれに準ずる者の氏名と生年月日。
  - （4） 加盟店の振込指定口座。
  - （5） 加盟店の取扱商材および販売方法または役務の種類および提供方法。

- (6) 加盟店に設置する端末機のICカード対応状況、加盟店で保有する機器、ネットワークにおけるカード番号等の保持状況等の加盟店が講じるカード番号等の適正な管理、受託者指導、および不正使用防止に係る措置に関する事項。
  - (7) 特定商取引法による行政処分を受けたことの有無、およびその内容。
  - (8) 消費者契約法違反の行為を理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたことの有無、およびその内容。
  - (9) 第18条第1項に定める体制の整備の状況。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか加盟店が加盟申込時に当社に届け出た事項。
2. 指定口座名義は原則加盟店申込者と同一の名義を指定するものとし、異なる名義の口座を指定する場合は事前に所定の書面を当社に提出し、その承認を得なければならないものとします。
  3. 加盟店は、第11条第2項で定めるカード番号等の適切管理措置を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議しなければならないものとします。
  4. 当社は、加盟店に対し、第1項第5号から第10号、および別に指定する事項につき、必要に応じて随時、報告を求めることができるものとします。
  5. 第1項第1号から第3号の届け出がないため、当社からの通知、送付書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常加盟店に到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。
  6. 第1項第4号の届け出がないため、当社から加盟店への支払いが行えなかった場合であっても通常支払われるべき時期に支払われたものとみなします。

### 第34条（退会）

1. 加盟店または当社は、書面により3か月前までに相手方に通知することにより退会し、または退会させることができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、直近2年間において信用販売の取り扱いがない加盟店については、当社は、第36条第1項の定めを準用し、いつでも直ちに加盟店の資格を取消することができるものとします。

### 第35条（再審査・資格取消）

1. 加盟店は当社が必要と認めるときには、その適格性について再審査を受けるものとし、特に以下の事項に該当する場合は、当社はいつでも加盟店の資格を取消し、直ちにその旨を加盟店に対し書面により通知するものとします。
  - (1) 本特約、当社の定めるクレジット加盟店規約およびJ-Coin加盟店規約に違反したとき。
  - (2) 他のクレジットカード会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度を悪用していることが判明したとき。
  - (3) 加盟店申込書に虚偽の申請があったことが判明したとき。
  - (4) 他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって立替払い請求をしたとき。
  - (5) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止に

なったとき。

- (6) 差押え・仮差押え・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
  - (7) 本項(5)(6)のほか加盟店、加盟店の代表者本人、または加盟店の代表者が経営もしくは代表する他の加盟店、店舗、法人等の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が認めたとき、または第4条第1項および第4項に定める法令等に違反したとき。
  - (8) 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき。
  - (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき。
  - (10) 加盟店による信用販売のうち、紛失・盗難・偽造、および無効カードによる不正使用、または会員の換金目的による信用販売の割合が高いと当社が判断したとき。
    - (11) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けたとき。
    - (12) 本特約第44条の当社が加盟する加盟店信用情報機関に登録された情報等に基づき、当社が加盟店として不適格と総合的に判断したとき。
    - (13) その他、会員などからの苦情や当社の調査の結果に基づき当社が加盟店として不適当と判断したとき。
2. 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また当社は第13条に定める振込金の支払いを留保できるものとします。

### 第36条(退会・資格取消に伴う加盟店の義務)

1. 第34条に基づき加盟店が当社から退会した場合、または第35条に基づき資格取消を受けた場合、加盟店は直ちに加盟店契約を前提とした商品告知・取引誘引行為を中止し、売上票・売上集計票・加盟店標識等当社が加盟店に貸与した取扱関係書類および販売用具の全てを当社に返却するものとします。また、取扱店舗に掲げた加盟店標識を直に取り外すものとします。この場合であっても、加盟料・加盟店標識代金等、加盟店が支払った代金は返金されないものとします。
2. 端末機を設置している場合には、端末機の使用規約およびその取扱いに関する規定に従うものとします。
3. 第1項の場合において、第13条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第28条および第29条は、引き続き有効なものとします。

### 第37条(反社会的勢力との取引拒絶)

1. 加盟店(加盟店の親会社・子会社等の関係会社、およびそれらの役員、従業員等を含む)が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団。
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
  - (3) 暴力団準構成員。

- (4) 暴力団関係企業。
  - (5) 総会屋等。
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ。
  - (7) 特殊知能暴力集団等。
  - (8) 前記(1)乃至(7)の共生者。
  - (9) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者
  - (10) その他前記(1)乃至(9)に準ずる者。
2. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の(1)乃至(5)のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前記(1)乃至(4)に準ずる行為。
3. 当社は、加盟店が前2項に違反している疑いがあると認めた場合には、加盟店の資格を取消し、または本特約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
4. 加盟店が第1項、または第2項のいずれかに該当した場合、または第1項、または第2項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、加盟店による信用販売を継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに加盟店の資格を取消しできるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

### **第38条 (本特約に定めのない事項)**

加盟店は本特約に定めのない事項については、当社の定めるクレジット加盟店規約、J-Coin加盟店規約もしくは当社と加盟店との間で個別に締結したクレジット加盟店契約およびJ-Coin加盟店契約ならびに当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

### **第39条 (準拠法)**

本特約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。

### **第40条 (合意管轄裁判所)**

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第41条 (特約の改定ならびに承認)**

本特約を改定した場合、当社は新特約を加盟店に通知または適宜の方法により公表します。加盟店がその通知を受けた後、または公表された後に会員に対し信用販売を行った場合には、新特約を承認したものとみなし、以後の取扱い等については新特約が適用されるものとしま

す。

#### 第42条（加盟店・加盟店申込者等の個人情報の取得・保有・利用・預託）

1. 加盟店または加盟店申込者およびそれらの代表者（以下これらを総称して「加盟店申込者等」といいます）は、以下（1）から（9）に記載する加盟店申込者等に関する情報のうち、個人情報保護法により保護の対象となるもの（以下「加盟店申込者等の個人情報」といいます）の取扱いについて、第2項以降に定める内容に同意するものとします。
  - （1） 加盟店申込書に記載した法人名・法人所在地・加盟店屋号・業種・店舗所在地・電話。
  - （2） 番号・預貯金口座名義・預貯金口座番号等。
  - （3） 加盟店申込書に記載した代表者氏名・代表者住所・代表者生年月日等の個人情報。
  - （4） 加盟申込みにかかる事実。
  - （5） 本特約により発生した客観的な取引事実に基づく情報。
  - （6） 加盟申込日、加盟日等の加盟申込みまたは加盟に関する情報。
  - （7） 第33条に基づき加盟店が届け出た事項。
  - （8） 当社が適正な方法で公的機関またはそれに準ずる機関より取得した情報。
  - （9） 本特約または加盟申込み以外の当社との間の契約または申込みにより取得した加盟店申込者等の属性情報および取引情報。
  - （10） 加盟店申込者等の本人確認書類、および加盟店代表者等を確認するために取得した書類からの情報。
2. 加盟店申込者等は、当社が安全管理措置を講じたうえで、加盟店申込者等の個人情報を以下の業務を目的として取得・保有・利用することに同意するものとします。
  - （1） 加盟店入会審査、加盟店の再審査・管理業務。
  - （2） 当社が本特約に基づいて行う業務。
3. 加盟店および加盟店の代表者は、当社が加盟店および加盟店代表者の個人情報について安全管理措置を講じたうえで、当社の宣伝物の送付、当社加盟店等の営業案内等の送付を目的として取得・保有・利用することに同意するものとします。
4. 加盟店および加盟店の代表者は、当社が加盟店および加盟店代表者の個人情報について安全管理措置を講じたうえで、広告宣伝を目的として、加盟店申込書に記載された店舗名、所在地、電話番号、業種等の加盟店情報を当社が提携する企業に預託し、当社および当社の提携する企業のホームページ等へ掲載することに同意するものとします。
5. 加盟店申込者等は、当社が本特約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店申込者等の個人情報を当該委託先に預託することに同意するものとします。

#### 第43条（加盟店申込者等の信用情報の登録・利用および共同利用の同意）

1. 加盟店申込者等は、当社が第44条に掲げる加盟店信用情報機関に照会し、登録されている情報を共同利用の目的の範囲で、利用することに同意するものとします。
2. 加盟店申込者等は、第44条に掲げる加盟店信用情報機関に登録される情報（以下「登

録される情報」といいます)が第44条に掲げる期間登録され、加盟店信用情報機関の加盟会員により共同利用の目的のために利用されることに同意するものとします。

3. 加盟店申込者等は、登録される情報が正確性・最新性の確保のために必要な範囲内において、加盟店信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供され、利用されることに同意するものとします。

**第44条（当社が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について）**

<p>加盟店情報交換制度について</p>	<p>一般社団法人日本クレジット協会（以下「協会」という。）は、割賦販売法第35条の18の規定に基づき、経済産業大臣から認定を受けております。協会では、認定業務のひとつである利用者（クレジットの利用者）等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供を、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という。）において行っております。</p>
<p>加盟店等から収集した情報の報告及び利用について</p>	<p>加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査等の目的のため、下記の（2）共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、JDMセンターへ報告し、JDM会員によって共同利用します。</p>
<p>制度に関するお問い合わせ先及び開示の手続き</p>	<p>加盟店情報交換制度に関するお問い合わせ及び開示の手続きについては、下記のJDMセンターまでお申出ください。</p>
<p>運営責任者</p>	<p>一般社団法人日本クレジット協会          加盟店情報交換センター（JDMセンター）          住所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル          代表理事：坂口 利彦          電話番号 03-5643-0011（代表）</p>
<p>加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲</p>	<p>協会会員であり、かつ、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」）である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター</p> <p>※JDM会員は、下記の協会ホームページに掲載しています。  <a href="http://www.j-credit.or.jp/">http://www.j-credit.or.jp/</a></p>
<p>加盟店情報の共同利用</p>	<p>(1) 共同利用の目的</p> <p>割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む）に関する情報及び利用者等を保護するために必要</p>

	<p>な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」といいます）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。</p>
	<p>(2) 共同利用する情報の内容</p> <p>①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実と事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法</p>

	人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
	(3) 保有される期間 上記の情報は、登録日（③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。

#### 第45条（加盟店申込者等に関する情報の開示・訂正・利用停止等および苦情申し立てに関する手続き）

1. 加盟店申込者等は第43条に定める信用情報の開示・訂正・利用停止等を請求する際の手続きは第44条に記載の当社が加盟する加盟店信用情報機関所定の申請手続きに従うものとし、速やかに行うものとします。
2. 加盟店申込者等が、当社が保有する加盟店申込者等に関する情報の開示・訂正・利用停止等を請求する際の手続きは、当社所定の申請手続きに従うものとし、速やかに行うものとします。
3. 当社は、登録した内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正・削除または利用停止等の措置をとるものとします。

#### 第46条（加盟店申込者等の情報の取扱いに不同意の場合）

当社は、加盟店申込者等が加盟店申込書に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本特約の内容の全部または一部を承認できない場合は、加盟を認めない場合や加盟店の資格取消の手続きを取ることがあるものとします。但し、当社が第42条第3項、第4項に定める事項を目的として加盟店申込者等の個人情報を利用することに、加盟店申込者等が承認できないことを理由に加盟をお断りすることや加盟店の資格取消の手続きをとることはないものとします。また、その利用について加盟店申込者等から中止の申し出があった場合には、当社はそれ以降の利用を中止するものとします。

なお、中止の申し出および前条第2項に定める申請の申し出は本特約末尾記載のCS向上室宛行うものとします。

#### <表②> 【当社へのお問い合わせ・相談窓口】

名称	ユーシーカード株式会社 CS 向上室
住所	郵便番号 135-8601 東京都港区台場二丁目3番2号
電話番号	03-6912-8304
受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末・年始は除きます。） 午前9時～午後5時

【個人情報管理責任者】  
情報管理部門担当役員

(2026年6月現在)